

平成26年度

第1回いわき市教育委員会会議録

平成26年4月30日（水）

第 1 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成26年 4 月30日(水) 午後 1 時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- | | | | |
|----------|---|---|-----|
| 教育委員長 | 馬 | 目 | 順 一 |
| 委員長職務代理者 | 蛭 | 田 | 優 子 |
| 委 員 | 山 | 本 | もと子 |
| 委 員 | 根 | 本 | 紀太郎 |
| 教育長 | 吉 | 田 | 尚 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- | | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|
| 教育部長 | 加 | 藤 | 和 | 夫 |
| 教育部次長兼総合調整担当 | 本 | 田 | 和 | 弘 |
| 学校教育推進室長 | 佐 | 川 | 秀 | 雄 |
| 中央公民館長 | 草 | 野 | | 互 |
| いわき総合図書館長 | 清 | 水 | 卓 | 弥 |
| 美術館長 | 佐 | 々 | 木 | 晴 |
| 教育政策課長 | 松 | 島 | 良 | 一 |
| 教育政策課教育施設整備室長 | 猪 | 狩 | | 孝 |
| 生涯学習課長 | 高 | 田 | | 悟 |
| 文化・スポーツ課 | 鈴 | 木 | 庄 | 寿 |
| 学校教育推進室学校教育課長 | 草 | 野 | | 仁 |
| 学校教育推進室学校支援課長 | 本 | 田 | 宜 | 誉 |
| 総合教育センター所長 | 鈴 | 木 | 和 | 美 |
| 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 | 草 | 野 | 博 | 之 |
| 教育政策課主幹兼課長補佐 | 長 | 谷 | 川 | 政 |
| 教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐 | 永 | 井 | 浩 | 幸 |
| 生涯学習課長主幹兼課長補佐 | 國 | 井 | 紀 | 子 |
| 文化・スポーツ課長補佐 | 篠 | 原 | 美 | 紀 |
| 学校教育推進室学校教育課長補佐 | 太 | | 則 | 子 |
| 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 | 柴 | 藪 | | 聡 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事 | 猪 | 狩 | 照 | 良 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事 | 塚 | 本 | 英 | 樹 |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後 2 時13分

会議の概要

委員長 ただいまから、平成26年度第1回いわき市教育委員会を開催いたします。欠席委員の通告はありません。書記には主任主査(兼)総務係長を任命します。会期は本日限りとします。会議録への署名委員は、本日出席された委員のみなさまにお願いいたします。

教育長の報告(1)いわき市青少年問題協議会委員・幹事の委嘱及び任命(補充)について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料1頁をお開きください。

教育長の報告(1)いわき市青少年問題協議会委員・幹事の委嘱及び任命(補充)について説明申し上げます。いわき市青少年問題協議会につきましては、地方青少年問題協議会法に従いまして、青少年の指導、育成、保護及び矯正を目的として、条例により設置している機関でございます。委員数につきましては全体で20名としており、構成につきましては、学識経験者のほか福島保護観察所いわき駐在官、いわき労働基準監督署、いわき地方振興局、いわき教育事務所、浜児童相談所、市内三つの警察署の職員のうちから市長が委嘱することとなっております。また、幹事につきましては、関係行政機関の長の中から市長が任命することとなっております。このたび委員、幹事につきましては、人事異動に伴い改編がございましたことから、1頁、2頁記載の後任の方々に委嘱及び任命するものでございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ次に進みます。教育長の報告(2)いわき市文化振興基金運営委員会委員の委嘱について、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 資料の3頁をお開きください。

教育長の報告(2)いわき市文化振興基金運営委員会委員の委嘱について説明申し上げます。いわき市文化振興基金運営委員会はいわき市文化振興基金条例第5条に基づきまして、基金の運用から生じる収益等を適正に運用するため設置されております。委員は10名以内となっております。任期は2年でございます。運営委員会の事務としましては、市民の文学、音楽及び美術活動等で育成を図る必要があると認める事業の補助金の選考、文化振興に係る調査研究等となっております。当該委員につきましては、任期満了に伴いまして、記載の委員10名が再任となり任期は平成27年度までの2年間でございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

委員長 なければ次に進みます。教育長の報告(3)いわき市美術品選定評価委員会委員の委嘱について、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 資料4頁をお開きください。

教育長の報告(3)いわき市美術品選定評価委員会委員の委嘱について説明申し上げます。いわき市美術品選定評価委員会はその設置要綱に基づきまして、いわき市美術品等取得基金条例に基づき、本市が取得する美術品を選定評価するため設置しているものでございます。委員は8名以内で組織し、美術に関する専門的知識を有する者の中から市長が委嘱し、任期は2年となっております。今回の委嘱につきましては、従来は5名体制としておりましたが、新たに福島県立美術館専門学芸員の方1名に加わっていただき、記載の6名の方に平成26年度、27年度の2年間の任期で委嘱するものでございます。

委員 今までの5名体制から1名が増えたということで新たに委嘱された方には専門分野があるのでしょうか。

美術館長 設置要綱で8名以内とされているところ、6名体制としておりますことは、専門が幅広い領域に跨りますことから、現代美術を中心とするコレクションとしては5名で大丈夫であろうと判断し、もし近代美術、その他多様な表現のものが寄贈等があった場合、専門の方をご用意するために枠を残しております。今回、新たに加わっていただいた方は、近代から現代にかけての専門家でございます。男性的な視点と女性的な視点は若干異なりますことから、女性の視点を導入したいということで、新たに加わっていただきました。

委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ次に進みます。議案第1号 いわき市中心身障害児就学指導審議会規則の改正について、学校教育課長お願いします。

学校教育課長 資料5頁をお開きください。

議案第1号いわき市中心身障害児就学指導審議会規則の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、いわき市中心身障害児

就学指導審議会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。平成26年4月30日提出、いわき市教育委員会教育長。

次に資料6頁の改正要旨をお開きください。いわき市心身障害児就学指導審議会におきましては、就学時の健康診断の結果、心身障害があると認められた就学予定者、児童生徒の特別支援学校又は特別支援学級での教育を受けることが必要かについての調査、審議を行うものであります。流れとしましては、校内の適正就学委員会、方部の適正就学委員会、市の就学指導審議会となります。田人地区の学校再編に伴いまして、田人第二小学校等5校が廃校となり、平成26年4月からの遠野・田人方部の小学校数が6校から3校、中学校数が5校から3校へと数の異動が生じたことから、市内小中学校の方部構成を見直し、勿来・遠野・田人方部としたところです。また、このことは校長会の組織の見直しにも働いているところであります。この見直しに伴い、いわき市心身障害児就学指導審議会規則の別表に定める方部適正就学委員会について所要の改正を行うものであります。次に、資料8頁の新旧対照表をお開きください。名称、勿来方部適正就学委員会、方部を組織する学校、勿来地区に位置する小・中学校を、名称を勿来・遠野・田人方部適正就学委員会とし、方部を組織する学校を勿来・遠野・田人に位置する小・中学校に改め、遠野・田人方部適正就学委員会を削除するものであります。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第1号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第1号につきましては、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第2号いわき市公民館運営審議会委員の委嘱（補充）について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料9頁をお開きください。

議案第2号いわき市公民館運営審議会委員の委嘱（補充）について、いわき市公民館条例第10条の規定に基づき、次の者をいわき市公民館運営審議会委員に委嘱する。平成26年4月30日提出、いわき市教育委員会教育長。

公民館運営審議会につきましては、社会教育法に基づきまして設置が規定されておりますが、本市におきましては、いわき市公民館条例に基づきまして、基幹公民

館の区分毎に、その規模等に応じて必要数を設置しております。今般、資料9、10頁に記載しております小名浜地区以下9地区において、公民館運営審議会委員を委嘱しております小学校校長につきまして、定期人事異動等により異動となりましたので、改めて後任者の委嘱を行うものであります。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第2号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第2号につきましては、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第3号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱（補充）について、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 資料11頁をお開きください。

議案第3号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱（補充）について、いわき市彫刻のある街づくり委員会設置要綱第3条の規定に基づき、次の者をいわき市彫刻のある街づくり委員会委員に委嘱する。平成26年4月30日提出、いわき市教育委員会教育長。こちらは、いわき市彫刻のある街づくり委員会設置要綱により、街路等に彫刻を設置することにより、潤いのある街づくりに資するため、当該委員会を設置しているものでございます。委員8名で組織し、委員は知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱するものとなっております委員の任期は2年でございます。現在、2年の任期は途中でございますが、3名の辞任等がございまして、後任として記載の各団体から推薦をいただきまして、前任者の残任期間として平成26年5月1日から平成27年3月31日まで補充として委嘱するものでございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございますか。

彫刻の設置は申請があつて委員会にかけるのでしょうか。

文化・スポーツ課長 申請者側で一定のお金ができたとというのが通常の申し出でありまして、その2.5倍までを市の基金の上限として彫刻家をお願いしております。最近では植田駅前、小名浜支所前に設置しております。

委員長 ほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第3号につきましては、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第4号いわき市指定文化財の指定について文化・スポーツ課長をお願いします。

文化・スポーツ課長 資料12頁をお開きください。

議案第4号いわき市指定文化財の指定について、いわき市文化財保護条例第4条第1項及び第33条第1項に基づき、次の文化財をいわき市指定文化財に指定する。
平成26年4月30日提出、いわき市教育委員会教育長。

今回の指定する文化財でございますが、記載の有形文化財 江名諏訪神社本殿ほか6件でございます。これにつきましては、平成26年1月30日に8件諮問したところでございます。うち1件は継続調査となりまして、残りの記載の7件につきまして、3月25日の文化財保護審議会長より答申を受けまして、今回指定するものでございます。詳細な内容につきましては、参考資料（いわき市指定文化財の指定について）に記載しております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございますか。

委員 有形文化財 木造男神坐像は祈祷している像なのでしょうか。

文化・スポーツ課長 文化財保護審議会委員の意見では、何かの祭事をしている姿ではないかとの意見でございました。

馬目委員長 ほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第4号につきましては、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。その他(1)文化長官表彰（文化芸術創造都市部門）授与式について文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 資料13頁をお開きください。

はじめに、表彰の趣旨でございますが、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域の特色を生かした文化芸術活動や社会課題の解決に、行政と住民との協働、行政と企業や大学との協力等により取り組み、特に顕著な成果をあげている市区町村に対し、文化庁長官が表彰するものでございまして、平成19年度から実施しておりまして、今回、いわき市のほか、八戸市、千曲市、尾道市の3市が表彰を受けるものでございます。表彰の内容につきましては、いわき芸術文化交流館アリオス、いわき市立美術館等文化施設における内外に発信した活動、いわき市の新たな文化として、フラガールの復興に向けた全国での活動、高校生によるフラガールズ甲子園、また、市内における文化協会等による復興祭等を継続して実施しているところとございまして、こういった取組に対して表彰されることとなったものでございます。日時は平成26年5月2日午前11時から、場所はいわき芸術文化交流館アリオスの2階カスケードとなります。授与式及びアトラクションについては記載のとおりです。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ次に進みます。その他(2)次回教育委員会の開催について、教育政策課長お願いします。

教育政策課長 次回教育委員会は5月27日火曜日、午後2時から当会場にて行いますので、御参集ください。

委員長 以上で、平成26年度第1回教育委員会を閉会いたします。